

特定外来生物等専門家会合の運営方針（案）

平成 16 年 10 月 27 日 策定

令和 7 年〇月〇日 一部変更

1. 会合の公開

（1）会合の公開・非公開

特定外来生物等専門家会合（以下「会合」という。）は、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合又は特定の野生動植物の保護に著しい支障を及ぼすおそれのある場合には、座長は、会合を非公開とすることができる。

（2）公開する場合の必要な制限

座長は、会合の公開に当たり、会合の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課することができる。

2. 出席者

代理出席は、原則として認めないものとする。欠席した委員については、事務局からの資料送付等により、会合の状況を伝えるものとする。

座長は、会合の開催に当たり、必要に応じ関係者から意見を聴取することができるものとする。

3. 議事録

（1）議事録の作成、配付

- ①議事録は、発言内容を精確に記載するものとする。
- ②議事録の調整に当たっては、当該会合に出席した委員の了承を得るものとする。
- ③議事録は、会合に属する委員に配付するものとする。

（2）議事録及び議事要旨の公開

- ①公開した会合の議事録は、公開するものとする。また、非公開とした会合の議事録であっても、会合が認めたときは、公開するものとする。
- ②会合について、議事要旨を作成し、公開するものとする。
- ③~~公開した会合の議事録（会合が公開を認めた議事録を含む。）~~及び議事要旨の公開は、環境省ホームページへの掲載~~及び環境省閲覧窓口への備え付け~~により行うものとする。

今般の特定外来生物の選定について

1. 今般の特定外来生物の選定候補及びその趣旨

○近年、既に特定外来生物に指定されているブルーギル (*Lepomis macrochirus*) と同属の未判定外来生物であるパンプキンシードサンフィッシュ (*Lepomis gibbosus*) やロングイヤーサンフィッシュ (*Lepomis megalotis*) が、国内の一部河川で発見され、定着が疑われる状況にある。今後、本種が拡散すれば、在来の生態系に大きな被害を及ぼす可能性が高い。また、同属他種についても河川や湖沼に導入されれば定着し、在来の生態系に被害を及ぼす可能性が高く、*Lepomis* 属が未判定外来生物への指定以前に観賞魚として流通していた状況も踏まえ、ブルーギル属全種 (*Lepomis* spp.) について、特定外来生物に選定する候補とする。

○マーレーコッド (*Maccullochella peelii*) 及びゴールデンパーチ (*Macquaria ambigua*) について、両種とも海外ではルアーフィッシングの対象魚であり、特にマーレーコッドについては近年国内でも利用が始まっている状況にある。これらが国内の河川に侵入した場合、在来種への生態系被害が懸念されることから、特定外来生物に選定する候補とする。なお、マーレーコッド以外のマクルロケルラ属全種 (*Maccullochella* spp.) 及びゴールデンパーチ以外のマククアリア属全種 (*Macquaria* spp.) は未判定外来生物に指定されている。

○近年、コウライオヤニラミ (*Coreoperca herzi*) 及びナンエツオヤニラミ (*Coreoperca whiteheadi*) が国内の河川から確認されている。特にコウライオヤニラミについては宮崎県大淀川に定着しており、在来種への生態系被害が懸念されている。また、これらの種と近縁である *Coreoperca liui* についても、国内の河川侵入した場合同様の被害をもたらすことが懸念されることから、オヤニラミ (*Coreoperca kawamebari*) を除くオヤニラミ属の全種 (*Coreoperca* spp.) を特定外来生物に選定する候補とする。

<選定候補>

●*Lepomis* 属 (ブルーギル属) 全種

※既に特定外来生物に指定されているブルーギル (*Lepomis macrochirus*) を除く。

※属内の交雑種含む。

●マーレーコッド (*Maccullochella peelii*)

●ゴールデンパーチ (*Macquaria ambigua*)

●*Coreoperca* 属 (オヤニラミ属) に属する種のうちオヤニラミ (*Coreoperca*

kawamebari) 以外のもの

2. 特定外来生物指定に向けたスケジュール（予定）

令和7年6月17日：専門家グループ会合【魚類】開催

令和7年10月28日：専門家会合【全体会合】開催

春頃：衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく通報（SPS 通報）

：政令案パブリックコメント（30日間）

夏頃：政令公布

：政令施行

特定外来生物の選定作業が必要と考えられる
外来生物に係る情報及び評価（案）

1. *Lepomis* 属（ブルーギル属）全種

※既に特定外来生物に指定されているブルーギル（*Lepomis macrochirus*）を除く。

※属内の交雑種含む。

2. マーレーコッド（*Maccullochella peelii*）

3. ゴールデンパーチ（*Macquaria ambigua*）

4. *Coreoperca* 属（オヤニラミ属）に属する種のうちオヤニラミ（*Coreoperca kawamebari*）以外のもの

Lepomis 属（ブルーギル属）全種に関する情報

※既に特定外来生物に指定されているブルーギルを除く。

※属内の交雑種含む。

○分類 スズキ目サンフィッシュ科

○評価 特定外来生物への指定

○生態系被害防止外来種リスト 掲載なし

○原産地 アメリカ合衆国及びカナダ南東部とメキシコ

○定着実績 既に特定外来生物に指定されているブルーギルを除くと、パン
プキンシードサンフィッシュ (*Lepomis gibbosus*) とロングイ
ヤーサンフィッシュ (*Lepomis megalotis*) の2種が近年国内
の野外で見つかり、共に定着している可能性が高いと考えられ
ている。国外ではレッドブレストサンフィッシュ (*Lepomis au
ritus*) やグリーンサンフィッシュ (*Lepomis cyanellus*)、パ
ンプキンシードサンフィッシュ、ワーマウス (*Lepomis gulosu
s*)、レッドイヤーサンフィッシュ (*Lepomis microlophus*) な
どがヨーロッパや韓国、南米、オーストラリアなどの他、アメ
リカ合衆国の非分布地域にも定着している (FishBase)。

○評価の理由

在来生物の捕食や在来生物との競合による生態系への被害を及ぼすことから
特定外来生物に指定されているブルーギルと同属であり、原産地の気候条件や
巣を作り卵や仔稚魚を保護することや、雑食性で食性の幅が広く、大きくなる
につれて魚食性が強くなるなどの生態的な特徴が共通するため、日本の野外に
定着すれば同様に生態系に甚大な被害を及ぼす可能性が高い。日本では本属に
含まれる2種が近年野外で定着した可能性が高く、同属他種についても河川や
湖沼に導入されれば定着し、在来生物の捕食や生息地若しくは生育地又は餌動
植物等に係る在来生物との競合による在来生物の駆逐によって、在来生物の種
の存続又は我が国の生態系に関し、重大な被害を及ぼすおそれがあることから、

特定外来生物に指定することが妥当である。

○被害の事例

【生態系に係る被害】

- ロングイヤーサンフィッシュは、徳山ダムでの初確認後 2 年程度で個体数が急増している（藤田ほか，2024）。
- パンプキンシードサンフィッシュは石川県内のため池で多くの個体が採捕されていることから再生産している可能性がきわめて高いと考えられており、生態系に大きな影響を及ぼすことが懸念されている（藤田，2025）。
- ロングイヤーサンフィッシュはブルーギルに比べて流水かつ低温に適応している可能性があり、日本国内で拡散した場合、ブルーギルが生息しにくい水域にも定着し、日本の河川生態系にとって新たな脅威となることが考えられる（藤田ほか，2024）。
- ブルーギル属は、外来種のリスクアセスメントで、捕食等により在来種へと影響を与えるおそれが大きいと判断されている（Deputy Direction of Nature, 2017）。
- レッドブレストサンフィッシュはイタリアの湖に侵入後、在来種の *Alburnus alburnus* と置き換わった（Elvira, 2001）。
- グリーンサンフィッシュはアメリカ合衆国の非分布州で捕食や競合によって在来種の減少や地域的な絶滅を引き起こしている（Invasive Species Compendium）。また、カエルやサンショウウオの減少の原因の一つとも考えられている。
- グリーンサンフィッシュはアメリカ合衆国のいくつかの州で侵略的外来種としてリストアップされている（Invasive Species Compendium）。
- パンプキンシードサンフィッシュは生態系影響の明確な事例は知られていないが、競合や捕食による影響が懸念されており、イギリスでは本種の有無で水辺のクモの密度や多様性が低くなることが示されている（Invasive Species Compendium; Godinho and Ferreira, 1998; Copp et al., 2010）。
- ワーマウスは生態系影響の事例は無いが、競争や捕食による影響が懸念されている（Invasive Species Compendium）。
- レッドイヤーサンフィッシュは生態系影響の明確な事例は無いが、競争や捕食による影響が懸念されている（Invasive Species Compendium）。

【農林水産業に係る被害】

- 特になし。

【その他の社会的被害】

- 特になし。

○被害をもたらしている要因

(1) 生物学的要因

- 多くの種で通常は全長 10～20cm だが、最大では 30cm を超える（体重 2.4kg）(FishBase; Etnier and Starnes, 1993; Boschung and Mayden, 2004; Robins et al., 2018)。
- 多くの種は 2 年（早い種では 1 年）で成熟し (Wydoski and Whitney, 2003; Boschung and Mayden, 2004)、いったん個体数が減少しても 1 年程度で個体数を回復させ得る (Berra and Gunning, 1970)。
- 北米原産のため、低水温に耐え、日本各地で生息が可能と考えられる。
- 水生昆虫や貝類、魚類、甲殻類、糸状藻類、コケムシなど、その場にいるものを幅広く捕食する (Boschung and Mayden, 2004)。レッドイヤースァンフィッシュは巻貝や二枚貝を主に食べており、貝類の生物防除用に用いられる (Invasive Species Compendium)。
- 水深の浅い場所の障害物などの近くの水底に巣を作って産卵する。親魚は卵に新鮮な水を送るなどの世話をする (Wydoski and Whitney, 2003; Boschung and Mayden, 2004) とともに、多くの種では孵化した仔魚の保護を行う。体内卵数は多い種では 1.5～3 万粒。
- ブルーギル属魚類は基本的に雑食性で幅広い食性を示し、また巣を作って産卵し卵や仔魚の保護を行うという生態的な特徴が共通している (FishBase; Etnier and Starnes, 1993; Wydoski and Whitney, 2003; Boschung and Mayden, 2004; Robins et al., 2018)。
- ブルーギル属魚類同士の野生下での交雑が様々な種間で知られており、交雑個体はその両親である種よりも成長が早くなる事例がある (Cooke and Philipp, 2009)。

(2) 社会的要因

- ブルーギル属の一部の種は未判定外来生物に指定される以前は観賞魚として流通していた。そのため、指定前から養殖され、維持されていた個体がいる可能性もある。

○特徴並びに近縁種、類似種などについて

- 側扁し、体高が高く、体高は体長の 40–50%。体色は種によって様々。尾鰭後縁は緩やかに切れ込む。
- 日本在来 of 類似種はいない。

○主な参考文献

- Berra, T. M. and G. E. Gunning (1970) Seasonal movement and home range of the Longear Sunfish, *Lepomis megalotis* (Rafinesque) in Louisiana. *Am. Midl. Nat.*, 88: 368–375.
- Boschung, H.T. and R.L. Mayden (2004) *Fishes of Alabama*. Smithsonian Institution Press Washington. 736pp
- Cooke, S. J. and D. P. Philipp (2009) *Centrarchid Fishes. Diversity, biology, and conservation*. Blackwell Publishing. 539pp.
- Copp GH, Stakenas S, Cucherousset J,. (2010) Aliens vs. the natives: interactions between introduced *Lepomis gibbosus* and indigenous *Salmo trutta* in small streams of southern England. In: *Community Ecology of Stream Fishes: Concepts, Approaches and Techniques* [ed. by Gido, K. B. & Jackson, D.]. Bethesda, Maryland, USA: American Fisheries Society, unpaginated.
- Deputy Direction of Nature. 2017. EU non-native species risk analysis - risk assessment template V1.0. <https://circabc.europa.eu/sd/a/dc122a78-e2c1-46b8-8df3-62964b9a9e98/Lepomis%20spp.docx>. (参照 2025-02-26)
- Elvira, B. (2001). Identification of non-native freshwater fishes established in Europe and assessment of their potential threat to the biological diversity. Council of Europe: Twenty-first meeting of the Bern Convention Standing Committee, Strasbourg, France, 26–30 November 2001: document T-PVS (2001) 6, dated 11 December 2000 (available at www.coe.int)
- Etnier, D. A., and W.C. Starnes (1993) *The fishes of Tennessee*. The University of Tennessee Press. Knoxville. 696pp.
- FishBase www.fishbase.org
- 藤田朝彦 (2025) 石川県で生息が確認された未判定外来生物 *Lepomis gibbosus* パンプキンシードサンフィッシュ (新称). *Ichthy, Natural History of Fishes of Japan*, 57: 44–47.
- 藤田朝彦・細谷和海・中井克樹・向井貴彦・谷口義則・森 誠一 (2024) 岐阜県徳山ダム貯水池で生息が確認されたロングイヤーサンフィッシュ (新称) *Lepomis megalotis*. *魚類学雑誌*, 72(1):45–52.
- 藤田朝彦・森由利子 (2025) 本邦で生息が確認されたパンプキンシードサンフィッシュ.

第二十回「外来魚情報交換会」発表要旨

- Godinho FN, Ferreira MT (1998) The relative influence of exotic species and environmental factors on an Iberian native fish community. *Environ. Biol. Fish.* 51:41-51.
- Robins RH, Page LM, Williams JD, Randall ZS, Sheehy GE (2018) *Fishes in the Fresh Waters of Florida: an Identification Guide and Atlas*. University of Florida Press, Gainesville, 468 pp.
- Wydoski, R. S. and R. R. Whitney (2003) *Inland fishes of Washington*. Univ. Washington Press. Singapore. 384pp.

マーレーコッド (*Maccullochella peelii*) に関する情報

○分類 スズキ目ペルキクティス科（狭義）

○評価 特定外来生物への指定

○生態系被害防止外来種リスト 掲載なし

○原産地 オーストラリアの東南部、マーレー・ダーリング水系など

○定着実績 なし

○評価の理由

大型になる捕食性のスズキ亜目魚類であり、オーストラリアでは釣魚として人気種である。日本では観賞魚として一部で利用されているのみだったが、最近になって管理釣り場での利用がされ始めた。河川や湖沼に導入されれば定着し、在来生物の捕食によって、在来生物の種の存続又は我が国の生態系に関し、重大な被害を及ぼすおそれがあることから、特定外来生物に指定することが妥当である。なお、本種以外の *Maccullochella* 属（マクルロケルラ属）全種は未判定外来生物に指定されている。本種以外の同属種については、我が国で定着又は我が国に輸入されている実態は確認されていないことから、引き続き未判定外来生物とする。

○被害の事例

【生態系に係る被害】

- 過去の水産庁による文献調査では、貪欲な肉食魚であり、移入すれば問題になりうるとして導入は厳重に禁止すべきであると判断されている（加福, 1992）。
- 日本の湖沼や河川に導入すれば定着し、捕食や競争により在来生物群集に影響を及ぼすおそれがある（自然環境研究センター（編著）, 2008）。

【農林水産業に係る被害】

- 特になし。

【その他の社会的被害】

- 特になし。

○被害をもたらしている要因

（１）生物学的要因

- 通常は体長 50～70 cmだが、最大体長は 1.8m（体重 113.5kg）にも及ぶ（Allen, 2002）。
- 成長は早く、1年目から5年目の体長は、23、34、46、56、64cmである（加福, 1992）。
- オーストラリア原産のため、低水温に耐え、日本各地で生息が可能と考えられる。
- 河川の緩流域に生息し、流木や水生植物などの物陰を好む。急流の岩場でも見られる。（自然環境研究センター（編著），2008）。
- 成魚は主に魚類・甲殻類食であるが、カエル、小型哺乳類、鳥類なども捕食する（加福, 1992；Allen, 2002）。
- 春から初夏に、水温が 20℃前後に達すると、流木の空洞の中や浅場に沈性卵を産む。産卵数は6万粒以上。卵は雄親によって孵化後1週間ほどまで保護される（加福, 1992；自然環境研究センター（編著），2008）。
- 寿命は最長で60年以上（Allen, 2002；自然環境研究センター（編著），2008）。

（２）社会的要因

- 観賞魚としてそれほど流通量は多くはないものの一定数が継続して流通している。
- 原産地のオーストラリアでは人気の高い釣り対象魚であり、近年国内の管理釣り場でも利用され始めた。

○特徴並びに近縁種、類似種などについて

- 日本在来の類似種はいない。
- 体形はスズキ型。体側はクリーム色～オリーブ色の地色に多数の暗褐色斑が入る。尾鰭後縁は丸い。腹鰭は先端が糸状に伸びる（自然環境研究センター（編著），2008）。
- 背中があまり盛り上がらないことでゴールデンパーチと識別可能（自然環境研究センター（編著），2008）。
- 類似するトラウトコッドとは下顎が上顎よりも突出することで識別

可能。同様に類似する *Maccullochella ikei* とは尾柄部がより高いこと、腹鰭が短いこと、目が大きいこと、頭長の目の後方部分が短いことなどを組み合わせて見分けられる (Pusey, 2004)。

- マーレーコッド (*M. p. peelii*) とマーレーリバーコッド (*M. p. m. ariensis*) の2亜種が知られている (自然環境研究センター (編著), 2008)。

○主な参考文献

Allen GR, Midgley SH, Allen M (2002) Field guide to the freshwater fishes of Australia. Xiv + 394 pp.

FishBase www.fishbase.org

加福竹一郎 (1992) *Maccullochella peelii*. 移入すれば問題になり得る主な外国産魚種に関する文献調査 (水産庁編). p. 90-91

Pusey, B.J., Kennard, M. and Arthington, A. (2004) Freshwater Fishes of north-eastern Australia, 684 pp.

自然環境研究センター (編著) (2019) 最新 日本の外来生物. 平凡社, 東京. 591pp.

ゴールデンパーチ (*Macquaria ambigua*) に関する情報

○分類 スズキ目ペルキクティス科（狭義）

○評価 特定外来生物への指定

○生態系被害防止外来種リスト 掲載なし

○原産地 オーストラリアの東南部、マーレー・ダーリング水系など

○定着実績 なし

○評価の理由

大型になる肉食性のスズキ亜目魚類であり、オーストラリアでは釣魚として人気種である。日本では観賞魚として一部で利用されているのみだが、同じくオーストラリア原産のマーレーコッドが最近になって管理釣り場で利用がされ始めており、本種の利用の可能性が高まっている。河川や湖沼に導入されれば定着し、在来生物の捕食によって、在来生物の種の存続又は我が国の生態系に関し、重大な被害を及ぼすおそれがあることから、特定外来生物に指定することが妥当である。なお、本種以外の *Macquaria* 属（マククアリア属）全種は未判定外来生物に指定されている。本種以外の同属種については、我が国で定着又は我が国に輸入されている実態は確認されていないことから、引き続き未判定外来生物とする。

○被害の事例

【生態系に係る被害】

- 過去の水産庁による文献調査では、魚食性で貪欲であり、第2のブラックバスになる心配があると判断されている。（加福，1992）。
- 日本の湖沼や河川に導入すれば定着し、捕食や競争により在来生物群集に影響を及ぼすおそれがある（自然環境研究センター（編著），2008）。

【農林水産業に係る被害】

- 特になし。

【その他の社会的被害】

- 特になし。

○被害をもたらしている要因

（１）生物学的要因

- 通常は体長 40～50 c mだが、最大体長は 76 c m（体重 23kg）にも及ぶ（Allen, 2002）。
- 雄は 2～3 年（体長 20～30cm）、雌は 4 年（体長 40cm）で成熟する。（加福, 1992）。
- オーストラリア原産のため、低水温に耐え、日本各地で生息が可能と考えられる。
- 河川の緩流域に生息し、流木や水生植物などの物陰を好む。（自然環境研究センター（編著）, 2008）。
- 成魚は主に魚類・甲殻類食である（加福, 1992; Allen, 2002）。水生昆虫、軟体動物、金魚やコイの仔魚を大量に食べていた例がある。
- 春から初夏の洪水期に産卵する。上流に移動し、大雨で水位が上がった後に水面近くで浮性卵を産む。体内卵数は 2.5 kgの個体で約 50 万粒に及ぶ（加福, 1992; 自然環境研究センター（編著）, 2008）。
- 寿命は最長で 26 年（Fishbase）。

（２）社会的要因

- 観賞魚としてそれほど流通量は多くはないものの一定数が継続して流通している。
- 原産地のオーストラリアでは人気の高い釣り対象魚であり、近年同様の原産地や生態的特徴を持つマーレーコッドが国内の管理釣り場で利用され始めた。

○特徴並びに近縁種、類似種などについて

- 日本在来の類似種はいない。
- 体形はスズキ型で成魚の背中は盛り上がる。体側は暗褐色～オリーブ色で下面は黄白色。幼魚は銀色で灰色の斑点が散在する。尾鰭後縁は丸い。腹鰭は先端が糸状に伸びる。上顎後端は目の中央直下に達する（自然環境研究センター（編著）, 2008）。
- 背中が盛り上がるのがマーレーコッドとの識別点（自然環境研究センター（編著）, 2008）。
- 同属他種とは体色や体形などで識別できる。

- ゴールデンパーチは *M. ambigua* と *M. sp. B* の 2 種に分けられるとの見解もある (Pusey, 2004; 自然環境研究センター (編著), 2008)。

○主な参考文献

Allen GR, Midgley SH, Allen M (2002) Field guide to the freshwater fishes of Australia. Xiv + 394 pp.

FishBase www.fishbase.org

加福竹一郎 (1992) *Maccullochella peelii*. 移入すれば問題になり得る主な外国産魚種に関する文献調査 (水産庁編). p. 90-91

Pusey, B. J., Kennard, M. and Arthington, A. (2004) Freshwater Fishes of north-eastern Australia, 684 pp.

自然環境研究センター (編著) (2019) 最新 日本の外来生物. 平凡社, 東京. 591pp.

Coreoperca 属（オヤニラミ属）に属する種のうちオヤニラミ（*Coreoperca kawamebari*）以外のものに関する情報

○分類 スズキ目ケツギョ科
 コウライオヤニラミ *Coreoperca herzi*
 Coreoperca liui
 ナンエツオヤニラミ *Coreoperca whiteheadi*

○評価 特定外来生物への指定

○生態系被害防止外来種リスト 掲載なし

○原産地 朝鮮半島（コウライオヤニラミ）、中国浙江省の銭塘江水系（*Coreoperca liui*）、海南島を含む中国南部からベトナム北部にかけての地域（ナンエツオヤニラミ）

○定着実績 コウライオヤニラミは都城盆地を中心とした大淀川水系に定着している。ナンエツオヤニラミは上記水系での確認事例はあるものの、定着には至っていない。*Coreoperca liui*は国内における確認・定着事例はない。

○評価の理由

コウライオヤニラミは 2017 年に宮崎県大淀川水系において国内で初めて記録され、現在に至るまで同水系内で分布を拡大させている。肉食性が強く、本種が侵入した地点においては、底生性魚類が著しく減少していることが報告されており、大淀川水系固有種のオオヨドシマドジョウにも大きな被害を及ぼしているとされる。また、*Coreoperca liui*とナンエツオヤニラミは国内における野外での繁殖事例は確認されていないものの、ナンエツオヤニラミについては同様に宮崎県大淀川水系で確認されており、これらについても定着した場合、コウライオヤニラミと同等の影響を与えると考えられる。以上より、在来生物の捕食や、生息地若しくは生育地又は餌動植物等に係る在来生物との競合による在来生物の駆逐によって在来生物の種の存続又は我が国の生態系に関し、重大な被害を及ぼすおそれがあることから、特定外来生物に指定することが妥当である。

○被害の事例

【生態系に係る被害】

- コウライオヤニラミの定着が早い段階で確認されてた宮崎県大淀川水系の萩原川では、本種の侵入初期の 2018 年と分布拡大後の 2021 年の調査結果の比較により、フナ属の一種、モツゴ、カマツカ、オオヨドシマドジョウ、ドンコ、ヨシノボリ属の一種が著しく減少したことが報告されている（日比野ほか，2021）。この内、オオヨドシマドジョウは大淀川水系の固有種であり、環境省レッドリスト 2020 においても絶滅危惧 IB 類として掲載されている。同河川において、2018 年にはオオヨドシマドジョウが約 100 個体程度確認されていた地点では、2021 年では5個体のみしか確認されていない。

【農林水産業に係る被害】

- 特になし。

【その他の社会的被害】

- 特になし。

○被害をもたらしている要因

（１）生物学的要因

- コウライオヤニラミは肉食性が強く、原産地である韓国では昆虫（カゲロウ目・トビケラ目）や魚類を中心に捕食しており、体サイズが大きくなるほど魚食性が強くなる傾向にあることが報告されている（Byeon, 2017）。また、ナンエツオヤニラミや *Coreoperca liui* は、オヤニラミやコウライオヤニラミより大型になることが知られており、魚食傾向が強いことが予想される。
- コウライオヤニラミは分散・定着能力が高く、2017 年に大淀川とその支流の萩原川との合流付近で記録されて以降、分布を拡大させており、2023 年に都城盆地の大淀川水系を対象に実施された網羅的な環境 DNA 調査においては、調査を実施した 55 地点のうち 39 地点で本種の DNA が検出された（Tsuji et al., 2024）。

（２）社会的要因

- オヤニラミ属はネットオークションで頻繁に取引されている。インタ

ーネットオークションサービス「ヤフオク！」における、2014 年 12 月から 2024 年 12 月までの外国産オヤニラミ属の取引データを収集した結果、コウライオヤニラミの実売個体数の合計は 960 尾、総取引額は 2,905,101 円であり、“ナンシオヤニラミ”^{*}の実売個体数の合計は 64 尾、総取引額は 441,768 円であった。なお、コウライオヤニラミについては国内で採捕されたことが明記された個体の売買も確認され、実売個体数は 69 尾であった。

- ^{*}”ナンシオヤニラミ”はナンエツオヤニラミの別称であるが、*Coreoperca liui* とナンエツオヤニラミの形態は類似しており、両種を明確に区別せずに流通していることが示唆されている。

○特徴並びに近縁種、類似種などについて

- オヤニラミ属にはコウライオヤニラミ、オヤニラミ、*Coreoperca liui*、ナンエツオヤニラミの 4 種が含まれる。
- オヤニラミは他の同属他種と比較して、側線有孔鱗数が 50 以下であること、背鰭軟条数が 13 以下であること、鰓耙数が 11 以上であることによって区別可能である。
- コウライオヤニラミは *Coreoperca liui* やナンエツオヤニラミに似るが、下鰓蓋骨が鋸歯状であることと臀鰭軟条数 9 以下であるによって区別可能である。
- *Coreoperca liui* とナンエツオヤニラミは互いに形態が類似しているが、*Coreoperca liui* のほうが体高が低く、眼径が小さいことによって区別可能である。

○その他の関連情報

- 環境省生物多様性センターが実施している自然環境保全基礎調査淡水魚類分布調査において、群馬県利根川水系鮎川での環境 DNA 調査においてコウライオヤニラミの DNA が検出された（環境省生物多様性センター, 2024）。その後、同河川において採捕調査が実施され、コウライオヤニラミ 1 個体が採捕されている（環境省生物多様性センター, 2025）。
- コウライオヤニラミの定着が確認された宮崎県では、本種が在来の生態系や農林水産物へ影響を及ぼすおそれがあることから、宮崎県内水面漁場管理委員会指示により令和 6 年 8 月 5 日から令和 11 年 8 月 4 日までの期間において、大淀川水系における本種の生かしたままの持ち出しと、宮崎県内の河川等の内水面における本種の移植を禁止している。

○主な参考文献

- aucfan.com (<https://aucfan.com/>) (閲覧日 2025 年 3 月 3 日)
- Cao, L. and X.-F. Liang. 2013. A new freshwater perch species of the genus *Coreoperca* Herzenstein (Perciformes, Serranidae, Sinopercinae) from Zhejiang Province, China. *Acta Zootaxonomica Sinica* 38, 891–894.
- Byeon, H.-K. 2017. Studies on the feeding habits of Korean aucha perch, *Coreoperca herzi* in the Geum River, Korea. *Korean Journal of Environment and Ecology* 31, 472–478.
- 日比野友亮・緒方悠輝也・松尾 怜・大衛亮正・小原直人・栗原 巧・斎木悠亮. 2022. 大淀川水系におけるコウライオヤニラミの分布拡大と推測される在来魚類に与える影響. *Ichthy, Natural History of Fishes of Japan* 16, 18–24.
- 日比野友亮・田口智也・岩田一夫・古橋龍星. 2019. 宮崎県大淀川水系から得られたオヤニラミ属魚類コウライオヤニラミ. *Nature of Kagoshima* 45, 243–248.
- 日比野友亮・田口智也・国松翔太. 2024. 2017 年に宮崎県大淀川水系で確認されたオヤニラミ属魚類に関する追補. *Ichthy, Natural History of Fishes of Japan* 47, 1–25.
- Kim, I.-S. and Park, J.-Y. 2002. *Freshwater fishes of Korea*. Kyo-Hak Publishing, Seoul. 467 pp.
- 宮崎県. コウライオヤニラミに係る宮崎県内水面漁場管理委員会指示について. URL: http://www.pref.miyazaki.lg.jp/documents/90549/90549_20240726134331-1.pdf (閲覧日 2024 年 12 月 9 日) .
- 宮崎県. 外来生物「コウライオヤニラミ」について. URL: <https://www.pref.miyazaki.lg.jp/shizen/kurashi/aigo/kouraioyanirami.html> (閲覧日 2025 年 6 月 19 日)
- Nakajima, J. and Suzawa, Y. 2016. *Cobitis sakahoko*, a new species of spined loach (Cypriniformes: Cobitidae) from southern Kyushu Island. *Ichthyological research* 63 (1), 68–78. doi.org/10.1007/s10228-015-0476-5
- Tsuji, S., Doi, H., Hibino, Y., Shibata, N. and Watanabe, K. 2024. Rapid assessment of invasion front and biological impact of the invasive fish *Coreoperca herzi* using quantitative eDNA metabarcoding. *Biological Invasions* 26, 3107–3123. doi: 10.1007/s10530-024-03364-9
- 内田恵太郎. 1935. かうらいおやにらみの生活史. *動物学雑誌* 47 (559), 257–275.
- 環境省. 2020. 環境省版レッドリスト 2020. URL: <https://www.env.go.jp/content/900515981.pdf> (閲覧日 2025 年 3 月 3 日)
- 環境省生物多様性センター 淡水魚分布調査 (2023 年度環境 DNA 調査における国外外来種結果 中間報告) URL: https://ikilog.biodic.go.jp/Investigation?invReq=detail&eventremarks_id=355&group_id=1 (閲覧日 2024 年 12 月 9 日) .

環境省生物多様性センター 利根川水系における外来生物コウライオヤニラミの確認について URL: [利根川水系における外来生物コウライオヤニラミの確認について](#) (閲覧日 2025 年 6 月 9 日) .

特定外来生物被害防止基本方針の被害の判定の考え方との整合

	選定の前提		被害の判定					
	明治元年以降に導入されたと考えるのが妥当	識別が容易な大きさ及び形態を有し、種の同定に特別な機器が不要	在来生物の捕食	在来生物との競合による在来生物の駆逐	生態系基盤の損壊	交雑による遺伝的かく乱	人の生命・身体に係る被害	農林水産業に係る被害
ブルーギル属	ロングイヤースンフィッシュが2022年に、パンプキンシードサンフィッシュが2024年に屋外で確認	○	海外での事例あり。国内でも同属のブルーギルの事例あり。	海外での事例あり。国内でも同属のブルーギルの事例あり。				
マーレーコッド	○	○	おそれあり。	おそれあり。				
ゴールデンパーチ	○	○	おそれあり。	おそれあり。				
オヤニラミ属	コウライオヤニラミとナンエツオヤニラミが2017年に屋外で確認	○	国内の事例あり。	国内の事例あり。				

想定される未判定外来生物の例及びその他種類名証明書添付生物の例

資料 3

目	科	属	特定外来生物	状況	未判定外来生物	種類名証明書添付
スズキ目 Perciformes (Percoidei)	サンフィッシュ科 Centrarchidae	ブルーギル属 <i>Lepomis</i>	ブルーギル属の全種 (<i>Lepomis</i> spp.)	ブルーギル(<i>L. macrochirus</i>) が定着。ロングイヤーサン フィッシュ(<i>L. megalotis</i>)とパ ンブキンシードサンフィッシュ (<i>L. gibbosus</i>)が定着している 可能性が高い。	サンフィッシュ科の全種及びサン フィッシュ科に属する種同士の交雑 により生じた生物 ただし、次のものを除く。 ・オオクチバス ・コクチバス ・ブルーギル属の全種 ・ブルーギル属に属する種間の交 雑により生じた生物	サンフィッシュ科の全種 及びサンフィッシュ科に 属する種同士の交雑に より生じた生物
			ブルーギル属に属する種間の交 雑により生じた生物			
		オオクチバス属 <i>Micropterus</i>	コクチバス (<i>M. dolomieu</i>)	定着		
			オオクチバス (<i>M. salmoides</i>)	定着		
		サンフィッシュ科の他の 全属	なし	—		
	ペルキクティス科 (狭義) Percichthyidae	ガドプスイス属 <i>Gadopsis</i>	なし	—	ガドプスイス属の全種	ガドプスイス属、 マクルロケルラ属、 マククアリア属及び ペルキクテウス属の全種
		マクルロケルラ属 <i>Maccullochella</i>	マーレーコッド (<i>M. peelii</i>)	未定着	マクルロケルラ属の全種 ただし、次のものを除く。 ・マーレーコッド (<i>M. peelii</i>)	
		マククアリア属 <i>Macquaria</i>	ゴールデンパーチ (<i>M. ambigua</i>)	未定着	マククアリア属の全種 ただし、次のものを除く。 ・ゴールデンパーチ (<i>M. ambigua</i>)	
		ペルキクテウス属 <i>Percichthys</i>	なし	—	ペルキクテウス属の全種	
	ケツギョ科 Sinipercidae	オヤニラミ属 <i>Coreoperca</i>	オヤニラミ属の全種 (<i>Coreoperca</i> spp.) ただし、オヤニラミを除く。	コウライオヤニラミ(<i>C. herzi</i>) が定着	なし	オヤニラミ属及びケツ ギョ属の全種
		ケツギョ属 <i>Siniperca</i>	ケツギョ (<i>S. chuatsi</i>)	未定着	ケツギョ属の全種 ただし、次のものを除く。 ・ケツギョ ・コウライケツギョ	
			コウライケツギョ (<i>S. scherzeri</i>)	未定着		

「イクタルルス科」の名称の変更について

特定外来生物 *Ameiurus nebulosus* (ブラウンブルヘッド)、*Ictalurus punctatus* (チャネルキャットフィッシュ)、*Pylodictis olivaris* (フラットヘッドキャットフィッシュ) が属する科について、指定当初は日本語名が示された文献が存在しなかったため、学名表記 (学名のカタカナ表記) である「イクタルルス科」としていたが、「日本産魚類検索 全種の同定 第三版」(東海大学出版会、2013)をはじめ、「山溪ハンディ図鑑 日本の淡水魚 第4版」(山と溪谷社、2025)等において、和名として「アメリカナマズ科」が採用されていることを踏まえ、「イクタルルス科」から「アメリカナマズ科」に修正を行う。

(参考)
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令
別表 1

第一 動物界
五 条鰭亜綱

五 条鰭 ^{オサ} 亜綱	
イ ガー目	
(1) ガー科	
1	ガー科全種
ロ こい目	
(1) こい科	
1	Acheilognathus macropterus (オオタナゴ)
ハ なまず目	
(1) ぎぎ科	
1	Tachysurus fulvidraco (コウライギギ)
(2)	イクタルルス科
1	Ameiurus nebulosus (ブラウンブルヘッド)
2	Ictalurus punctatus (チャネルキャットフィッシュ)
3	Pylodictis olivaris (フラットヘッドキャットフィッシュ)

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

(平成十六年法律第七十八号) [抄]

第一章 総則

(定義等)

第二条 この法律において「特定外来生物」とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物（その生物が交雑することにより生じた生物を含む。以下「外来生物」という。）であって、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物（以下「在来生物」という。）とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものの個体（卵、種子その他政令で定めるものを含み、生きているものに限る。）及びその器官（飼養等に係る規制等のこの法律に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものであって、政令で定めるもの（生きているものに限る。）に限る。）をいう。

2、3 (略)

4 主務大臣は、第一項及び前項の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

第四章 未判定外来生物

(輸入の届出)

第二十一条 未判定外来生物（在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるものである疑いのある外来生物として主務省令で定めるもの（生きているものに限る。）をいう。以下同じ。）を輸入しようとする者は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その未判定外来生物の種類その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

(判定)

第二十二条 主務大臣は、前条に規定する届出があったときは、その届出を受理した日から六月以内に、その届出に係る未判定外来生物について在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるか否かを判定し、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。

(輸入の制限)

第二十三条 未判定外来生物を輸入しようとする者は、その未判定外来生物について在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の前条の通知を受けた後でなければ、その未判定外来生物を輸入してはならない。

第五章 雑則

(輸入のための証明書の添付等)

第二十五条 特定外来生物又は未判定外来生物に該当しないことの確認が容易にできる生物として主務省令で定めるもの以外の生物（生きているものに限る。）は、当該生物の種類を証する外国の政府機関により発行された証明書その他の主務省令で定める証明書を添付してあるもので

なければ、輸入してはならない。

- 2 前項の証明書の添付を要する生物は、主務省令で定める港及び飛行場以外の場所で輸入してはならない。

○特定外来生物被害防止基本方針（令和四年九月二十日閣議決定）

第2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項

外来生物による生態系等に係る被害を適正かつ効果的に防止するため、外来生物を一様に規制の対象とするのではなく、特に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を適切に特定外来生物に選定する必要がある。特定外来生物の選定に当たっては、以下の各事項に照らして適当な外来生物について、原則として種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）を単位として行うものとし、必要に応じ、属、科等一定の生物分類群（上位分類群）を単位とする。また、交雑することにより生じた生物を特定外来生物に選定する際には、交雑して当該生物を生じさせる外来生物の種の組合せ又は外来生物及び在来生物の種の組合せを単位とし、必要に応じ、属、科等の生物分類群を組み合わせる。

1 選定の前提

ア 我が国において生物の種の同定の前提となる生物分類学が発展し、かつ、海外との物流が増加したのが明治時代以降であることを踏まえ、原則として、おおむね明治元年以降に我が国に導入されたと考えるのが妥当な生物を特定外来生物の選定の対象とする。

イ 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有し、特別な機器を使用しなくとも種類の判別が可能な生物分類群を特定外来生物の選定の対象とし、菌類、細菌類、ウイルス等の微生物は当分の間対象としない。

ウ 外来生物のうち、交雑することにより生じた生物には、その由来となる生物との交雑による後代の生物も特定外来生物に含める。

エ 「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成 15 年法律第 97 号）や「植物防疫法」（昭和 25 年法律第 151 号）など他法令上の措置により、本法と同等程度の輸入の禁止、飼養等の禁止その他の規制がなされていると認められる外来生物については、特定外来生物の選定の対象としない。

2 被害の判定の考え方

（1）被害の判定

特定外来生物については、以下のいずれかに該当する外来生物を選定する。

ア 生態系被害防止外来種リストを参考としつつ、生態系に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物として、①在来生物の捕食、②生息地若しくは生育地又は餌動植物等に係る在来生物との競合による在来生物の駆逐、③植生の破壊や変質等を介した生態系基盤の損壊、④交雑による遺伝的かく乱等により、在来生物の種の存続又は我が国の生態系に関し、重大な被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を選定する。

イ 人の生命・身体に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物として、危険の回避や対処の方法についての経験に乏しいため危険性が大きくなることが考えられる、人に重度の

障害をもたらす危険がある毒を有する外来生物又は重傷を負わせる可能性のある外来生物を選定する。

なお、他法令上の措置の状況を踏まえ、人の生命・身体に係る被害には、感染症に係る被害は含まない。

ウ 農林水産業に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物として、単に我が国の農林水産物に対する食性があるというだけではなく、農林水産物の食害等により、農林水産業に重大な被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を選定する。

なお、他法令上の措置の状況を踏まえ、農林水産業に係る被害には、家畜の伝染性疾病などに係る被害は含まない。

(2) 被害の判定に活用する知見の考え方

被害の判定に際しては、次の知見を活用し、特定外来生物の選定を進める。

ア 生態系等に係る被害又はそのおそれに関する国内の科学的知見を活用する。なお、被害のおそれに関しては、現に被害が確認されていない場合であっても既存の知見により被害を及ぼす可能性が高いことが推測される場合には、その知見を活用する。

イ 国外で現に生態系等に係る被害が確認されており、又は被害を及ぼすおそれがあるという科学的知見を活用する。ただし、国外の知見については、日本の気候、地形等の自然環境の状況及び社会状況に照らし、国内で被害を生じるおそれがあると認められる場合に活用する。

3 選定の際の考慮事項

特定外来生物の選定に当たっては、原則として生態系等に係る被害の防止を第一義に、外来生物の生態的特性及び被害に係る現在の科学的知見の現状、適正な執行体制の確保、社会的に積極的な役割を果たしている外来生物に係る代替物の入手可能性など特定外来生物の指定に伴う社会的・経済的影響も考慮し、随時選定していく。

外来生物の生態的特性及び被害に係る科学的知見を踏まえ、特に、予防的観点から有効かつ適切な場合には、種の単位だけでなく、属、科等の単位で選定するよう努める。

生態系等に係る被害を及ぼすことが懸念される外来生物が、我が国で初めて確認された場合又は侵入初期の場合に、海外からの更なる導入、野外への逸出、分布拡大などによる被害を防止するために、飼養等の規制の導入又は緊急的な防除が早急に必要とされる際には、被害の判定に要する期間を極力短くするよう努める。(中略)

なお、選定の結果については、可能な限りその判断の理由を明らかにする。

4 特定外来生物の選定に係る意見の聴取

(1) 生物の性質に関する専門の学識経験者からの意見聴取

ア 生態学、農学、林学、水産学等生物の性質に関し専門性を有する学識経験者の意見を聴く。

イ 学識経験者の選定は、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、維管束植物等の生物の分類群に対応するよう留意する。

ウ 特定外来生物の選定に際しては、当該生物に最も深い知識を有する学識経験者に意見を聴くことができるよう、最も関係の深い分野の学識経験をあらかじめ登録しておくなど、必要に応じて意見を聴くことができる体制を構築する。

エ 意見の聴取に際しては、学識経験者への個別ヒアリング、委員会形式での学識経験者間の意見

交換等、外来生物の特性に柔軟に対応できる形式を検討する。

オ 学識経験者個人からの意見聴取だけでなく、必要に応じ、関連する学会から知見を収集するとともに、当該生物を利用する者等関係者の意見を聴取することを検討する。

カ 意見の聴取に際しては、透明性の確保の観点から適切な情報公開に努める。

キ (略)

(2) パブリック・コメント手続 (略)

(3) WTO通報手続 (略)

外来生物法の概要

法律の目的

- 特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業に係る被害の防止

法律の概要

特定外来生物被害防止基本方針（基本方針に基づく外来種被害防止行動計画、生態系被害防止外来種リスト）

特定外来生物

- ・飼養・栽培・保管・運搬（飼養等）の禁止
（大臣の許可が必要）
- ・許可者以外は輸入禁止
- ・許可者以外への譲渡禁止
- ・野外への放出等の禁止
（大臣の許可が必要）
- ・国、都道府県（共同実施の市区町村を含む）は公示して防除を実施
- ・市町村、民間等は国の確認、認定を受けて防除

アカミミガメ・アメリカザリガニ（検討中）
販売・頒布等目的の飼養等
販売・頒布等目的の譲渡し等
輸入、放出等のみ禁止

要緊急対処特定外来生物（ヒアリ類）

※著しく重大な被害・国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあり、発見した場合には拡散防止の措置を緊急に行う必要があるもの

- ・付着等の疑いのある物品や土地等の検査
- ・付着等している物品等の移動制限、禁止命令
- ・事業者がとるべき措置の対処指針の策定

未判定外来生物

- ・輸入者に届出義務
- ・判定が終わるまでの一定の期間、輸入を制限

判定

指定されない生物

規制なし
※特定外来生物等に該当しないとの確認が容易でない生物は、輸入時に種類名証明書の添付が必要

その他：

- ・国、地方公共団体、事業者、国民の責務
- ・生息調査のための立入調査
- ・許可者への報告徴収及び立入検査
- ・情報収集、国際協力、普及啓発等の規定

特定外来生物、未判定外来生物が付着・混入している輸入品や土地等の検査、消毒・廃棄命令

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく 特定外来生物等の選定に係る学識経験者からの意見聴取要領

環 境 省
農林水産省

第1 目的

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「法」という。）第2条第4項及び附則第5条第2項並びに法第3条第1項の規定による特定外来生物被害防止基本方針に基づき、環境大臣及び農林水産大臣が、特定外来生物、要緊急対処特定外来生物又は法附則第5条第1項の規定により法第4条等の規定の適用を除外する特定外来生物の指定に係る政令の制定又は改廃に関する立案、未判定外来生物の指定及びその他関連する事項について、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）から意見を聴くために必要な事項を定める。

第2 学識経験者の選定

環境大臣及び農林水産大臣が、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者の中から選定し、共同で委嘱する。

第3 意見聴取の手続について

特定外来生物等の選定に係る環境大臣及び農林水産大臣による学識経験者への意見聴取は、以下の手続により行うものとする。

1. 環境大臣及び農林水産大臣は、それぞれ、環境省自然環境局長並びに農林水産省技術総括審議官兼農林水産技術会議事務局長、消費・安全局長、生産局長、農村振興局長、林野庁長官及び水産庁長官（以下「農林水産省担当局長等」という。）に、委嘱した学識経験者からの意見を聴取させる。
2. 環境省自然環境局長及び農林水産省担当局長等は、原則として、環境大臣及び農林水産大臣から委嘱された学識経験者によって構成される「特定外来生物等専門家会合」（以下「会合」という。）を開催し、意見の聴取を行う。ただし、緊急に特定外来生物等の選定が求められる場合など、当該外来生物の特性に応じて会合形式による意見聴取が適当でないと認められる場合には、会合によらない意見聴取の形式によることができるものとする。
3. 意見の聴取に際しては、関係する専門家から得た情報や知見を活用するとともに、必要に応じ、当該生物の利用者等の関係者から得た情報や知見を検討するものとする。

4. 環境省自然環境局長及び農林水産省担当局長等は、会合（2のただし書きに該当する場合は当該意見聴取の形式）において集約された意見をもって、法第2条第3項の規定に基づき聴取された学識経験者の意見とする。

第4 会合の運営

1. 座長

- （1）会合に、座長を置き、委員の互選により選任する。
- （2）座長は、会務を総理する。
- （3）座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

2. 会合の公開

会合の議事は、原則公開とする。

3. 事務局

会合の事務局は、環境省及び農林水産省が共同で務める。

4. 雑則

前各項に定めるもののほか、会合の運営に関し必要な事項は、座長が会合に諮って定める。

我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト改定案 <動物(魚類)>

選定理由

- I. 生態系被害が大きいもの。
 II. 生物多様性保全上重要な地域に侵入し、問題になっている又はその可能性が高い。
 III. 生態系被害のほか、人体や経済・産業に大きな影響を及ぼすもの。
 IV. 知見が十分でないものの、近縁種や同様の生態を持つ種が明らかに侵略的であるとの情報があるもの、又は、近年の国内への侵入や分布の拡大が注目されている等の理由により、知見の集積が必要とされているもの。

セルの色分け凡例

- : 今回の指定候補案
 : 特定外来生物に指定済み

対策優先度の要件

- ①生態系に係る潜在的な影響・被害が特に甚大である。
 ②生物多様性保全上重要な地域に侵入・定着し被害をもたらす可能性が高い。
 ③絶滅危惧種等の生息・生育に甚大な被害を及ぼす可能性が高い。
 ④人の生命・身体や農林水産業等社会経済に対して甚大な被害を及ぼす。

【国外由来の外来種】

※対策優先度の要件は防除推進外来種のみ記入

No	和名 (別名、流通名)	学名	選定理由	定着段階	対策優先度の 要件	外来生物法上の区分	現行の外来種リストでの カテゴリー
侵入・定着防止外来種(未定着)							
侵入予防外来種(まだ侵入していない種)							
1	エールワイフ	<i>Alosa pseudoharengus</i>	I	未定着			
2	ブラウンプルヘッド	<i>Ameiurus nebulosus</i>	I、IV	未定着		特定外来生物	定着予防外来種
3	フラットヘッドキャットフィッシュ	<i>Pygocentrus nattereri</i>	I、IV	未定着		特定外来生物	定着予防外来種
4	ラッフ	<i>Gymnocephalus cernuus</i>	I	未定着		特定外来生物	定着予防外来種
5	ホワイトパーチ	<i>Morone americana</i>	I、IV	未定着		特定外来生物	定着予防外来種
6	ラウンドゴビー	<i>Neogobius melanostomus</i>	I	未定着		特定外来生物	定着予防外来種
定着防止外来種(侵入はしているが定着していない種)							
7	ガー科(通称ガー・バイク; アリゲーターガー、スポッテッドガー、ロングノーズガー等)	<i>Atractosteus, Lepisosteus</i> の全種	I、IV	未定着		特定外来生物	その他の定着予防外来種
8	レッドホースミノー	<i>Cyprinella lutrensis</i>	I	未定着			その他の定着予防外来種
9	トンキントゲタナゴ	<i>Acheilognathus tonkinensis</i>	I、IV	未定着			
10	タイワンタナゴ	<i>Paratanakia himantegus</i>	I、IV	未定着			
11	外国産タナゴ亜科(トンキントゲタナゴ、タイワンタナゴ、オオタナゴ、タイリクバラタナゴ、カラゼニタナゴ、バラタナゴ属の一種を除く)	<i>Acheilognathinae</i> spp.	I、IV	未定着			
12	ファットヘッドミノー	<i>Pimephales promelas</i>	I、IV	未定着			
13	オリノコセイルフィンキャットフィッシュ	<i>Pterygoplichthys multiradiatus</i>	I	未定着(小笠原・ 南西諸島)			その他の定着予防外来種
14	マダロリカリア属(オリノコセイルフィンキャットフィッシュ、スノープレコ、マダロリカリア、アマゾンセイルフィンキャットフィッシュを除く)	<i>Pterygoplichthys</i> spp.	I、IV	未定着(小笠原・ 南西諸島)			
15	ヨーロッパナマス(ヨーロツバオオナマス)	<i>Silurus glanis</i>	I	未定着		特定外来生物	その他の定着予防外来種
16	アフリカンクララ	<i>Clarias gariepinus</i>	I	未定着(小笠原・ 南西諸島)			
17	ノーザンバイク	<i>Esox lucius</i>	I	未定着		特定外来生物	その他の定着予防外来種
18	マスキーバイク	<i>Esox masquinongy</i>	I	未定着		特定外来生物	その他の定着予防外来種
19	バイク科(カワカマス科)	<i>Esocidae</i> spp.	I	未定着		特定外来生物	その他の定着予防外来種
20	スポッテッドティラピア	<i>Tilapia mariae</i>	I、IV	未定着(小笠原・ 南西諸島)			その他の定着予防外来種
21	カワスズメ属(ブルーティラピア、カワスズメ、ナイルティラピアを除く)	<i>Oreochromis</i> spp.	I	未定着(小笠原・ 南西諸島)			
22	タイワンドジョウ属(カマルチー、コウタイ、タイワンドジョウを除く)	<i>Channa</i> spp.	I、IV	未定着			
23	ガンブシア・ホルブローキ(総称タブミノー、モスキートフィッシュ)	<i>Gambusia holbrooki</i>	I、IV	未定着		特定外来生物	その他の定着予防外来種
24	ナイルパーチ	<i>Lates niloticus</i>	I	未定着(小笠原・ 南西諸島)		特定外来生物	その他の定着予防外来種
25	マーレーコッド	<i>Maccullochella peelii</i>	I、IV	未定着			

No	和名 (別名、流通名)	学名	選定理由	定着段階	対策優先度の 要件	外来生物法上の区分	現行の外来種リストでの カテゴリー
26	ゴールデンパーチ	<i>Macquaria ambigua</i>	I、IV	未定着			
27	ペルクティス科(狭義)(マーレーコッドとゴールデンパーチを除く)	<i>Percichthyidae</i> spp.	I、IV	未定着		未判定外来生物	
28	オヤニラミ属(オヤニラミとコウライオヤニラミを除く)	<i>Coreoperca</i> spp.	I、IV	未定着			
29	ケツギョ	<i>Siniperca chuatsi</i>	I	未定着		特定外来生物	その他の定着予防外来種
30	コウライケツギョ	<i>Siniperca scherzeri</i>	I	未定着		特定外来生物	その他の定着予防外来種
31	ケツギョ科(ケツギョとオヤニラミ属を除く)	<i>Sinipercidae</i> spp.	I、IV	未定着		ケツギョ属のみ未判定外来生物	
32	バンブキンシードサンフィッシュ	<i>Lepomis gibbosus</i>	I	未定着		未判定外来生物	
33	サンフィッシュ科(ブルーギル、ロングイヤーサンフィッシュ、バンブキンシードサンフィッシュ、コクチバス、オオクチバスを除く)	<i>Centrarchidae</i> spp.	I、IV	未定着		未判定外来生物	
34	ヨーロピアンパーチ	<i>Perca fluviatilis</i>	I	未定着		特定外来生物	その他の定着予防外来種
35	パイクパーチ	<i>Sander lucioperca</i>	I	未定着		特定外来生物	その他の定着予防外来種
36	ホワイトバス	<i>Morone chrysops</i>	I	未定着		特定外来生物	その他の定着予防外来種
37	サンシャインバス	<i>Morone chrysops</i> × <i>M. chrysops</i>	I	未定着		特定外来生物	
38	ストライプトバス	<i>Morone saxatilis</i>	I	未定着		特定外来生物	その他の定着予防外来種
総合対策外来種(定着)							
	防除推進外来種(生態系等へ及ぼす影響が大きなもの)						
39	オオタナゴ	<i>Acheliognathus macropterus</i>	I	定着初期/限定分布	③	特定外来生物	その他の総合対策外来種
40	タイリクバラタナゴ	<i>Rhodeus ocellatus ocellatus</i>	I、II	定着初期/限定分布	①②③		重点対策外来種
41	カラゼニタナゴ(ロデウス・ノタータス)	<i>Rhodeus notatus</i>	I、II	定着初期/限定分布	①②③		
42	コウライギギ	<i>Tachysurus fulvidraco</i>	IV	定着初期/限定分布	③	特定外来生物	その他の総合対策外来種
43	チャネルキャットフィッシュ(通称アメリカナズ)	<i>Ictalurus punctatus</i>	I	分布拡大期～まん延期	①②③	特定外来生物	緊急対策外来種
44	カダヤシ(総称タップミノ、モスキートフィッシュ)	<i>Gambusia affinis</i>	I	分布拡大期～まん延期	①③	特定外来生物	重点対策外来種
45	コウライオヤニラミ	<i>Coreoperca herzi</i>	I	定着初期/限定分布	①③		
46	ブルーギル	<i>Lepomis macrochirus</i>	I、II	分布拡大期～まん延期	①②③④	特定外来生物	緊急対策外来種
47	ロングイヤーサンフィッシュ	<i>Lepomis megalotis</i>	I	定着初期/限定分布	①③	未判定外来生物	
48	コクチバス(スモールマウスバス、総称ブラックバス)	<i>Micropterus dolomieu dolomieu</i>	I	分布拡大期～まん延期	①②③④	特定外来生物	緊急対策外来種
49	オオクチバス(ラージマウスバス、総称ブラックバス; フロリダバスを含む)	<i>Micropterus nigricans</i>	I、II	分布拡大期～まん延期	①②③④	特定外来生物	緊急対策外来種
防除検討外来種(生態系等へ及ぼす影響が小さなもの)							
50	シルバーアロワナ	<i>Osteoglossum bicirrhosum</i>	I、IV	定着初期/限定分布(小笠原・南西諸島)			
51	パールダニオ	<i>Danio albolineatus</i>	I、IV	定着初期/限定分布(小笠原・南西諸島)			その他の総合対策外来種
52	ゼブラダニオ	<i>Danio rerio</i>	I、IV	定着初期/限定分布(小笠原・南西諸島)			その他の総合対策外来種
53	アカヒレ	<i>Tanichthys albonubes</i>	I、IV	定着初期/限定分布			その他の総合対策外来種
54	コイ(飼育型)	<i>Cyprinus carpio</i>	I	分布拡大期～まん延期			
55	バラタナゴ属の一種(ハッカタナゴ)	<i>Rhodeus albomarginatus</i>	IV	定着初期/限定分布			
56	ハクレン(総称レンギョ)	<i>Hypophthalmichthys molitrix</i>	I	定着初期/限定分布			その他の総合対策外来種
57	コクレン(総称レンギョ)	<i>Hypophthalmichthys nobilis</i>	I	定着初期/限定分布			その他の総合対策外来種
58	ダントウボウ	<i>Megalobrama amblycephala</i>	I、IV	定着初期/限定分布			

No	和名 (別名、流通名)	学名	選定理由	定着段階	対策優先度の 要件	外来生物法上の区分	現行の外来種リストでの カテゴリー
59	カワイワシ	<i>Hemiculter leucisculus</i>	I、IV	定着初期／限定 分布			
60	キクチヒナモロコ	<i>Aphyocypris kikuchii</i>	I	定着初期／限定 分布			
61	ソウギョ	<i>Ctenopharyngodon idellus</i>	I	定着初期／限定 分布			その他の総合対策外来 種
62	アオウオ	<i>Mylopharyngodon piceus</i>	I、IV	定着初期／限定 分布			その他の総合対策外来 種
63	カラドジョウ	<i>Paramisgurnus dabryanus</i>	I、IV	分布拡大期～ま ん延期			その他の総合対策外来 種
64	ヒメドジョウ	<i>Lefua costata</i>	I、IV	定着初期／限定 分布			
65	スノープレコ	<i>Pterygoplichthys anisitsi</i>	I、IV	定着初期／限定 分布(小笠原・南 西諸島)			その他の総合対策外来 種
66	マダラロリカリア	<i>Pterygoplichthys disjunctivus</i>	I	定着初期／限定 分布(小笠原・南 西諸島)			その他の総合対策外来 種
67	アマゾンセイルフィンキャットフィッシュ	<i>Pterygoplichthys pardalis</i>	I、IV	定着初期／限定 分布(小笠原・南 西諸島)			その他の総合対策外来 種
68	ウォーキングキャットフィッシュ	<i>Clarias batrachus</i>	I	定着初期／限定 分布(小笠原・南 西諸島)			その他の総合対策外来 種
69	ヒレナマズ	<i>Clarias fuscus</i>	I、IV	定着初期／限定 分布(小笠原・南 西諸島)			その他の総合対策外来 種
70	ブラウントラウト(ブラウンマス)	<i>Salmo trutta</i>	I	分布拡大期～ま ん延期			産業管理外来種
71	カワマス(ブルックトラウト、ブルックチャー)	<i>Salvelinus fontinalis</i>	I	定着初期／限定 分布			その他の総合対策外来 種
72	レイクトラウト	<i>Salvelinus namaycush</i>	I	定着初期／限定 分布			産業管理外来種
73	ヨコシマドンコ	<i>Micropercops swinhonis</i>	I、IV	定着初期／限定 分布			
74	カラドンコ	<i>Odontobutis potamophila</i>	I、IV	定着初期／限定 分布			
75	インディアングラスフィッシュ	<i>Pseudambassis ranga</i>	I	定着初期／限定 分布(小笠原・南 西諸島)			その他の総合対策外来 種
76	コンヴィクトシクリッド	<i>Cichlasoma nigrofasciatum</i>	I	定着初期／限定 分布(小笠原・南 西諸島)			その他の総合対策外来 種
77	ブルーティラピア	<i>Oreochromis aureus</i>	I	定着初期／限定 分布(小笠原・南 西諸島)			その他の総合対策外来 種
78	カワスズメ(テラピア、モザンビークテラピアなど)	<i>Oreochromis mossambicus</i>	I	定着初期／限定 分布			その他の総合対策外来 種
79	ナイルティラピア(通称チカダイ、イズミダイ)	<i>Oreochromis niloticus</i>	I	定着初期／限定 分布			その他の総合対策外来 種
80	ジルティラピア	<i>Coptodon zillii</i>	I	定着初期／限定 分布			その他の総合対策外来 種
81	ベヘレイ	<i>Odontesthes bonariensis</i>	I、IV	定着初期／限定 分布			その他の総合対策外来 種
82	グリーンソードテール(ソードテール)	<i>Xiphophorus helleri</i>	I、IV	定着初期／限定 分布(小笠原・南 西諸島)			その他の総合対策外来 種
83	グッピー	<i>Poecilia reticulata</i>	I	定着初期／限定 分布(小笠原・南 西諸島)			その他の総合対策外来 種
84	カムルチー(総称ライギョ)	<i>Channa argus</i>	I、IV	分布拡大期～ま ん延期			
85	コウタイ	<i>Channa asiatica</i>	I、IV	分布拡大期～ま ん延期			
86	タイワンドジョウ(総称ライギョ)	<i>Channa maculata</i>	I、IV	分布拡大期～ま ん延期			
87	タイリクスズキ	<i>Lateolabrax maculatus</i>	I	定着初期／限定 分布			
産業管理外来種							
88	ニジマス(レインボートラウト)	<i>Oncorhynchus mykiss</i>	I	分布拡大期～ま ん延期			産業管理外来種

【国外由来の外来種】

※対策優先度の要件は防除推進外来種のみ記入

No	和名 (別名、流通名)	学名	選定理由	定着段階	対策優先度の 要件	外来生物法上の区分	現行の外来種リストでの カテゴリー
総合対策外来種(定着)							
防除推進外来種(生態系等へ及ぼす影響が大きなもの)							
1	九州北西部及び東海・北陸地方以东のギギ	<i>Pseudobagrus nudiceps</i>	I	国内由来の外来 種	①③		その他の総合対策外来 種

No	和名 (別名、流通名)	学名	選定理由	定着段階	対策優先度の 要件	外来生物法上の区分	現行の外来種リストでの カテゴリー
2	滋賀県のハリヨ生息地の太平洋系陸封型イトヨ	<i>Gasterosteus aculeatus</i> subsp.	I	国内由来の外来種	③		
3	ヒメダカ等のメダカ改良品種	<i>Oryzias</i> sp.	I	国内由来の外来種	①③		
防除検討外来種(生態系等へ及ぼす影響が小さなもの)							
4	琵琶湖・淀川以外のゲンゴロウブナ(ヘラブナ、カワチブナ)	<i>Carassius cuvieri</i>	I	国内由来の外来種			
5	琉球列島の日本本土産ギンブナ	<i>Carassius</i> sp.	I	国内由来の外来種			
6	キンギョ	<i>Carassius auratus auratus</i>	I、IV	国内由来の外来種			
7	四国太平洋側や東日本などのアブラボテ	<i>Tanakia limbata</i>	I	国内由来の外来種			
8	鹿児島県、宮崎県のヤリタナゴ	<i>Tanakia lanceolata</i>	I	国内由来の外来種			
9	中部地方以东のカネヒラ	<i>Acheilognathus rhombeus</i>	IV	国内由来の外来種			
10	中国地方のカゼトゲタナゴ	<i>Rhodeus atremius atremius</i>	I	国内由来の外来種			
11	自然分布域外の日本産タナゴ亜科全種(四国太平洋側や東日本などのアブラボテ、鹿児島県、宮崎県のヤリタナゴ、中国地方のカゼトゲタナゴを除く)	<i>Acheilognathinae</i> spp.	I	国内由来の外来種			
12	琵琶湖・淀川以外のハス	<i>Opsarichthys uncirostris uncirostris</i>	I	国内由来の外来種			その他の総合対策外来種
13	沖縄県や東北地方などのオイカワ	<i>Opsarichthys platypus</i>	I、IV	国内由来の外来種			
14	関東地方のタカハヤ	<i>Rhynchocypris oxycephalus</i>	I	国内由来の外来種			
15	東北地方などのモツゴ	<i>Pseudorasbora parva</i>	I、II	国内由来の外来種			その他の総合対策外来種
16	関東地方と東北地方及び九州のタモロコ	<i>Gnathopogon elongatus</i>	I	国内由来の外来種			
17	琵琶湖以外のホンモロコ	<i>Gnathopogon caeruleus</i>	I	国内由来の外来種			
18	関東地方以北と九州などのゼゼラ	<i>Biwia zezera</i>	I、IV	国内由来の外来種			
19	琵琶湖以外のスゴモロコ	<i>Squalidus chankaensis biwae</i>	I、IV	国内由来の外来種			
20	東日本、九州などのコウライモロコ	<i>Squalidus chankaensis tsuchigae</i>	IV	国内由来の外来種			
21	琉球列島のドジョウ	<i>Misgurnus anguillicaudatus</i>	I、IV	国内由来の外来種			
22	石狩低地より南西のフクドジョウ	<i>Nemacheilus barbatulus toni</i>	I、IV	国内由来の外来種			
23	青森県及び秋田県から兵庫県までの日本海側のミナメダカ	<i>Oryzias latipes</i>	I	国内由来の外来種			
24	近畿地方以东のオヤニラミ	<i>Coreoperca kawamebari</i>	IV	国内由来の外来種			その他の総合対策外来種

【国内に自然分布域を持つ国外由来の外来種】

総合対策外来種(定着)

防除検討外来種(生態系等へ及ぼす影響が小さなもの)							
1	外国産ギンブナ	<i>Carassius</i> sp.	I	定着初期/限定分布			
2	外国産ツチフキ	<i>Abbottina rivularis</i>	IV	定着初期/限定分布			
3	外国産ドジョウ	<i>Misgurnus anguillicaudatus</i>	I	分布拡大期~まん延期			

第7回 特定外来生物等分類群専門家グループ会合（魚類）

議事概要

1. 日時 2025年6月17日（火）13:30 ～ 15:00
2. 場所 オンライン会議
3. 出席者（敬称略）（委員）細谷和海（座長）、坪井潤一、中井克樹、松田征也
（環境省）自然環境局野生生物課外来生物対策室室長 中島治美、
室長補佐 千葉康人、係長 田口知宏
（農林水産省）水産庁漁場資源課課長補佐 松井恵子、水産庁管理
調整課課長補佐 鵜澤麗、水産庁漁場資源課係員 竹原柊弥、水
産庁栽培養殖課係員 稲田圭佑、大臣官房みどりの食料シス
テム戦略グループ係長 渡部智寛
（事務局）環境省業務請負：一般財団法人自然環境研究センター

4. 議事概要

【運営方針の変更について】

（環境省から資料1を説明）

- ・（委員全員）異議なし。

【特定外来生物（魚類）の選定について】

（環境省から資料2-1、2-2、3を説明：マーレーコッドとゴールデンパーチは現行の生態系被害防止外来種リストに掲載されていない旨を補足）

- ・（細谷座長）個人的には、これら4種類が候補になることは問題ないと思う。資料2-2の情報について、評価の理由が適切か、被害の事例が他にあるか、参考文献の妥当性という点からご意見をいただきたい。
- ・（中井委員）資料3について、オヤニラミ属がアカメ科になっているのは間違いで、ケツギョ科Sinipercidaeにしないといけない。

→（事務局）修正する。

- ・（細谷座長）マーレーコッドとゴールデンパーチについては、以前の専門家グループ会合で議論しながら特定外来生物への指定から漏れていたものであり、マーレーコッドについては原産地から管理釣り場に移されてしまった。原産地では希少種となっているが、実際には養殖されて釣魚として釣り対象になっている。その延長の中で日本に入ってきており、我が国にとっては侵略的であろう。
- ・（坪井委員）コウライオヤニラミは流水にも適応していて、アユ域にも入りつつあり脅威であるため、今回リストアップされている種類の中では特に規制をかけるべき。またマーレーコッドについては、水産試験場の研究員の話として、規制がない中で持ち込み

の可否を尋ねられると県としては駄目という根拠がなく、その後、県から許可を受けたと書かれて管理釣り場に入れられ、いつしか逸出する状況になっている。このようにやった者勝ちの状態になり得るため、各都道府県の水産試験場が対応に困らないよう疑わしいものは早めに規制すべき。

→（細谷座長）今の指摘は重要であり、コウライオヤニラミは大型で観賞魚よりも釣り対象で入れられている可能性があり、遊漁目的であればコクチバスのように広がりかねない。競合や稚魚への捕食、特にアユへの影響という点では水産業に対しても大きな問題である。資料２－２のp8の農林水産業に係る被害の部分に、水産業への影響について予防原則的な情報を加えてはいかがか。

→（坪井委員）当方もそう思う。

→（松田委員）ブルーギル以外のブルーギル属も琵琶湖に入るとブルーギルと同じような被害をもたらすであろうし、マーレーコッドは過去に琵琶湖で１個体が捕れているので、もしそれらが広がった場合には漁業被害はあるだろう。根拠は持っていないが、可能であれば載せていただきたい。

→（中井委員）観賞魚と釣りはそれぞれ主な目的であり、コウライオヤニラミもサンフィッシュもかつてのコクチバスも、飼育観賞して楽しむ人達が一定数いて、輸入の窓口になっていた。いろいろな魚類を流通させるという点で観賞魚の窓口は重要である。その中で、釣って引きがよく河川に生息できるものが、オクチバスやコクチバスの後を継ぐ魚の候補として期待される。コウライオヤニラミについては、観賞魚、釣魚のそれぞれとしてどのように扱われ、どこに入れられてきたのかを考えるべきである。また、魚類については観賞魚と釣りが重要な窓口になる点について、あらためてしっかりと認識しておく必要がある。

→（環境省）資料２－２のコウライオヤニラミの農林水産業に係る被害について、農林水産業被害の実例はこちらにない。水産庁で何か情報があればご連絡いただきたい。

→（水産庁）定量的な被害が明確ではなく、内水面漁業管理委員会指示における移植、持ち出しの禁止のみをもって農林水産業への被害とは定義していない。社会的被害の可能性はあるが、資料への記載場所を含めて環境省とよく協議したい。

・（細谷座長）コウライオヤニラミの生物学的要因について、原産地での状況も参考になる。朝鮮半島南端に日本のものと同種のオヤニラミが生息しているが、コウライオヤニラミとは共存できない。コウライオヤニラミは分布域が広く優勢な種で、食性や体サイズは全く異なり、オヤニラミを追い詰めている。被害として食害しか書かれていないが（資料２－２のp8）、生物多様性の観点から、希少種オヤニラミとの競争が予想される等をどこかに加えていただきたい。

→（坪井委員）原産地での魚食性の強さなどの情報は得られるであろう。事務局で調べてほしい。

→（事務局）文献は探してみる。資料への入れ込み方については検討する。

- ・（中井委員）コウライオヤニラミ以外の3種類に共通する問題は、未判定外来生物の取扱いについてである。ブルーギル属はかつて国内で観賞用でも流通していたので未判定外来生物に含められ、国内に生体が存在しないことを前提として輸入の届出があった時に審査することとしてきた。ところが、ロングイヤーサンフィッシュなどは国内に存在したかもしれず、不正に密輸された可能性も、規制前からずっと飼われていた可能性もある。また、マーレーコッドとゴールデンパーチについては未判定外来生物ですらなく、合法的に輸入、飼育できる状況である。かつての検討において、これらを特定外来生物に指定することを想定した際の穴である。未判定外来生物が国内にいることは想定外であるが、もしもいた時に何もできないという状況を放置してはいけない。今後の法改正では、未判定外来生物が国内で見つかった時に、国内希少野生動植物種の緊急指定のようなことが出来る仕組みを外来生物法にも持ち込む必要がある。今回の3種類は、このことの必要性を示すエビデンスとして非常によい参考事例であり、こういうことを根拠に法制度を改善していただきたい。未判定外来生物のトラウトコッドを届出なしに輸入して検挙された例があるが、マクロケラ属*Maccullochella*、マククアリア属*Macquaria*の他の種は未判定なのに持ち込まれたり飼われていて逃げ出す可能性がないと言い切れるのか、また未判定のままでよいのか、特定外来生物への指定は属単位の方がよいのではないかという点は、よくご検討いただきたい。
- （環境省）マーレーコッドとゴールデンパーチが指定されれば、全ての種について何らかの規制がかかることになる。未判定外来生物が国内で利用されている情報は把握していない。引き続き状況等を踏まえて検討したい。
- （中井委員）2021年10月にトラウトコッドを密輸入して摘発されたという報道記事があるが、無知のため、あるいは密かに輸入されて摘発に至らずにかいくぐる場合を心配している。
- （細谷座長）徳山ダムにおけるロングイヤーサンフィッシュの定着については報告されているが（藤田他、2025、魚類学雑誌72(1): 45-52.）、ペット由来のものが石川県のため池で養殖されていた可能性があり、ダムには相当数が放流されたらしい。未判定外来生物については、国内の動向を把握しておかないとリスクだと思う。
- ・（細谷委員）これまでの議論は次の3点に整理される。①検討対象の4種類については、指定の方向で意見をいただいた。②コウライオヤニラミについては、予防的な観点から、水産業への影響及び在来種オヤニラミへの影響を補足する。③未判定外来生物のありようとして隙間を縫って輸入されたりすることがないようにする。
- ・（細谷座長）今後気になる点として、種や属の分類学的な変更に伴う扱いのことが挙げられる。かつてサンフィッシュ科にはブルーギル属とオオクチバス属を除き12属が認められており、今後の研究によってはこれらの属が復活する可能性がある。
- （環境省）他の分類群でも同様の状況があり、分類学的な変更に対しては、状況に応じて修正等を行う必要はある。

- ・（中井委員）外来生物法において属や科などの上位分類群として指定できる点は強みだが、高次分類群の名前になると、具体的な種類がどこに入るのか分かり難くなる。ヒアリがよい例で、学名書きの和名（ソレノプシス・サエヴィスィマ種群の全種）にヒアリが含まれているのか分かりづらい。運用面で配慮いただきたい。

【その他】

- ・（細谷座長）魚類学会自然保護委員から挙げた種類がだいたい採用されているが、外来タナゴ類が指定から漏れている。その理由としては、現状分類的な位置づけが明確でないことや、スイゲンゼニタナゴ等の在来種との関係が明確ではなく、もう少し様子を見ようという感じである。関連して、魚類の外来種問題が遊漁から観賞魚に移りつつあり、それらが合わさって複雑な様相を呈していることを共有いただきたい。

以上